

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月14日

【中間会計期間】 第35期中(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

【会社名】 株式会社ANA Pホールディングス

【英訳名】 ANA P HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川合 林太郎

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山四丁目20番19号

【電話番号】 (03)5772 - 2717 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 泉谷 英治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山四丁目20番19号

【電話番号】 (03)5772 - 2717 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 泉谷 英治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第34期 中間連結会計期間		第35期 中間連結会計期間		第34期	
	自 2024年9月1日 至 2025年2月28日	自 2025年9月1日 至 2026年2月28日	自 2024年9月1日 至 2025年8月31日			
売上高 (千円)	582,190	1,086,349	1,774,723			
経常損失() (千円)	561,719	9,227,920	316,625			
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間(当期)純損失() (千円)	825,782	9,355,713	2,660,020			
中間包括利益又は包括利益 (千円)	825,782	9,355,713	2,660,020			
純資産額 (千円)	810,218	5,533,666	12,644,935			
総資産額 (千円)	1,134,928	16,074,849	18,320,042			
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間(当期)純損失() (円)	72.00	232.83	153.95			
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	70.49	-	-			
自己資本比率 (%)	71.4	34.3	68.9			
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	458,948	1,122,414	1,948,390			
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	9,400	6,023,619	10,681,459			
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	888,262	7,067,748	13,207,082			
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	609,484	669,710	748,005			

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 第34期及び第35期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における移動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

（継続企業の前提に関する重要事象等）

当社グループは、当中間連結会計期間末時点においては純資産が5,533百万円となりますが、2020年8月期以降6期連続で、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、2019年8月期以降7期連続で、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。また、当中間連結会計期間においても、営業損失及び経常損失を計上しております。

このような状況において、当社グループは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況であると認識しております。当該状況を解消するための対応策及び継続企業の前提に関する詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項（継続企業の前提に関する事項）」をご参照ください。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当中間連結会計期間（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあって、緩やかな回復基調を維持しております。一方で、食品価格の値上がりや人件費の上昇等を要因として物価は高い水準で推移しております。また、欧米における高金利水準の継続、中国経済の減速、さらにはウクライナ情勢の長期化やアメリカ及びイスラエルによるイランへの攻撃など、海外景気の下振れリスクが依然として存在し、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属するカジュアルファッション業界におきましては、少子高齢化や人口減少による市場規模の縮小が長期的に見込まれる一方で、原材料費や物流費の高騰、人件費の上昇が続き、販売単価が上昇基調にあります。また、賃金の上昇が持続的に進む中で、家計における衣料品支出金額の減少傾向が和らぎ、徐々に回復基調に転じることが期待されております。しかしながら、消費者の購買行動は慎重さを増しており、引き続き柔軟な対応が求められる状況です。

このような状況のもと、当社グループは、経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたリブランディングを推進しております。時代の変化に即応した新たなコンセプトのもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った価値の提供に注力しております。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、当社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指しております。

さらに、SNSを活用した広告手法を強化することで、デジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、ECシステムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取り組みを進め、オンライン販売の強化を図っております。また、前連結会計年度に設立した、投資関連事業である「株式会社ANAPライトニングキャピタル」及び美容サロン関連である「株式会社ARF」と「株式会社AEL」の事業子会社についても、カジュアルファッション業界で培われたノウハウを融合し、子会社間のシナジー効果を最大限に発揮し、安定的かつ長期的な収益基盤の確立を目指しておりますが、現時点におきましては売上・利益ともに厳しい状況が続いております。今後も更なる改善策を講じ、企業規模の再拡大に向けた企業努力を継続してまいります。

強固な財務体質への変革に向けては、2025年7月18日付で事業再生ADR手続が完了し、前連結会計年度において債務超過を解消しており、当中間連結会計期間末時点における純資産の額は、5,533百万円となっております。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高1,086百万円（前年同期比86.6%増）、営業損失1,216百万円（前年同期は営業損失534百万円）、経常損失9,227百万円（前年同期は経常損失561百万円）となりました。また、親会社株主に帰属する中間純損失9,355百万円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純利益825百万円）となりました。

なお、前連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）セグメント情報」の「3. 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおりであります。

当中間連結会計期間の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

（店舗・卸売販売、ライセンス事業）

店舗・卸売販売、ライセンス事業につきましては、新ブランドの展開の効果もあり、売上高、セグメント損失ともに前中間連結会計期間から好転する結果となりました。

以上により、売上高は679百万円（前年同期比45.2%増）、セグメント損失は224百万円（前年同期はセグメント損失240百万円）となりました。

(インターネット販売事業)

インターネット販売事業につきましては、自社サイト及び収益性の高い他社サイトに特化する施策を実施したこととの効果が徐々に表れてきたことにより、売上高は、前中間連結会計期間から好転しましたが、広告行宣伝費等の増加も伴って、セグメント損失は、前中間連結会計期間から増加する結果となりました。

以上により、売上高は160百万円(前年同期比40.9%増)、セグメント損失は59百万円(前年同期はセグメント損失41百万円)となりました。

(エステティック・リラックスサロン事業)

エステティック・リラックスサロン事業につきましては、事業の継承が安定せず、初期の広告宣伝費等が負担にもなり、売上高、セグメント損失ともに厳しい結果になりました。

以上により、売上高は247百万円(前年同期の売上高は計上されておりません)、セグメント損失は432百万円(前年同期のセグメント損益は計上されておりません)となりました。

(投資関連事業)

投資関連事業につきましては、保有による評価損益を営業外損益で計上しているため、セグメント利益には寄与していませんでした。

以上により、売上高は計上されず(前年同期の売上高は計上されておりません)、セグメント損失は9百万円(前年同期のセグメント損益は計上されておりません)となりました。

(2) 財政状態の状況

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は15,547百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,405百万円減少いたしました。これは主に、暗号資産が1,962百万円、売掛金が241百万円、現金及び預金が78百万円それぞれ減少したことによるものです。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は527百万円となり、前連結会計年度末に比べ160百万円増加いたしました。これは主に、有形固定資産が110百万円、敷金及び保証金が45百万円、長期前払費用が4百万円それぞれ増加したことによるものです。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は435百万円となり、前連結会計年度末に比べ5,070百万円減少いたしました。これは主に、短期借入金が5,000百万円減少したことによるものです。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は10,105百万円となり、前連結会計年度末に比べ9,936百万円増加いたしました。これは主に、長期借入金が7,986百万円、社債が1,900百万円それぞれ増加したことによるものです。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は5,533百万円となり、前連結会計年度末に比べ7,111百万円減少いたしました。これは主に、新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ1,125百万円増加した一方で、利益剰余金が9,355百万円減少したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ78百万円減少し、669百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動の結果支出した資金は1,122百万円（前年同期は458百万円の支出）となりました。これは主に、暗号資産評価損7,880百万円、事業再編損110百万円、税金等調整前中間純損失9,329百万円の結果であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動の結果支出した資金は6,023百万円（前年同期は9百万円の収入）となりました。これは主に、暗号資産の取得による支出5,900百万円による減少の結果であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動の結果得られた資金は7,067百万円（前年同期は888百万円の収入）となりました。これは主に、長期借入れによる収入8,165百万円、社債発行による収入2,750百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入2,157百万円による増加の結果であります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループは優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(7) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【重要な契約等】

(資金調達に関する契約の締結)

当社は、2025年12月22日開催の取締役会において、ネットプライス事業再生合同会社との間で、2025年12月22日付で借入に関する極度貸付契約書を締結することを決議し、2025年12月22日付で契約を締結しております。また、2026年2月18日開催の取締役会において、借入に関する極度貸付契約書の借入限度額を70億円から90億円に増額することを決議いたしました。

借入人	(株)ANA Pホールディングス
貸付人	ネットプライス事業再生合同会社
借入限度額	金90億円
用途	投資事業資金(株)ANAPライトニングキャピタルへの転貸資金)及び借入金の返済資金
金利	2% 固定
契約締結日	2025年12月22日
借入開始日	2025年12月23日
最終返済期限	2027年8月31日

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	151,000,000
計	151,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (2026年4月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	43,524,400	43,574,400	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株 であります。
計	43,524,400	43,574,400		

(注) 提出日現在発行数は、2026年4月10日までに新株予約権行使により発行された株式数が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当中間会計期間に発行した新株予約権は以下のとおりであります。

第8回新株予約権	
決議年月日	2025年11月28日
新株予約権の数(個)	340,000(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	34,000,000(注)2 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	一株当たり533(注)3
新株予約権の行使期間	2025年12月2日～2027年6月2日
新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価格 533 資本組入額 266.5(注)3、6
新株予約権の行使の条件	(注)8
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
取得条項に関する事項	(注)9
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)12

新株予約権の発行時(2025年12月1日)における内容を記載しております。

(注)1. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本新株予約権の目的である株式の総数は34,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(2) 行使価額の修正基準: 行使価額は、割当日の翌取引日(「取引日」とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)に初回の修正がされ、割当日の

翌々取引日に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される(以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。)。本項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025年10月29日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。))を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日(以下2025年10月29日とあわせて、個別に又は総称して「価格算定期間」という。)の各取引日(但し、終値が存在しない日を除く。)において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

本項第号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含む。))から当該株主確定日等(当日を含む。))までの、株式会社証券保管振替機構の事務上の理由により本新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」という。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とする。))及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含む。))の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、本項第号に準じて行使価額は修正される。

- (3)行使価額の修正頻度：本欄第(2)項に記載に従い修正される。
- (4)行使価額の下限：「下限行使価額」は、267円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。
- (5)割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は34,000,000株(2025年8月31日現在の発行済株式総数に対する割合は89.73%)。
- (6)本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第(4)項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：9,101,460,000円
- (7)本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「新株予約権の取得に関する事項」欄を参照)。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1)本新株予約権の目的である株式の種類

当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)

(2)新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は34,000,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下、本「1 新規発行新株予約権証券」において「割当株式数」という。))とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 分割・併合の比率

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

(1)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。))に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。))する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、本「1 新規発行新株予約権証券」において「行使価額」という。))は、当初、533円とする。

(3)行使価額の修正

行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、割当日の翌々取引日に2回目の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、初回の修正においては、行使価額は、2025年10月29日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。2回目以降の修正では、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日の各取引日(但し、終値が存在しない日を除く。))において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。

本項第号にかかわらず、株主確定期間及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含む。))の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、本項第号に準じて行使価額は修正される。

4. 行使価額の調整

- (1)当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本「1 新規発行新株予約権証券」において「行使価額調整式」という。))をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の役員員に対して譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発

行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(当社の役職員に対して交付されるストックオプションを除く。)若しくは新株予約権付社債(本新株予約権付社債を除く。)その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4)行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

0.1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7)本欄第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使

に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

7. 新株予約権の行使期間

2025年12月2日から2027年6月2日までとする。

8. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

9. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1)当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本社債を当社が全て償還した日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の11取引日以上前に本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2)別記「新株予約権の行使期間」欄で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定である。

11. 代用払込みに関する事項

該当事項なし。

12. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

該当事項なし。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	
決議年月日	2025年11月28日
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	1,500,938 (新株予約権社債の金額100円につき100円)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	本新株予約権社債に係る新株予約権については、当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
新株予約権の行使期間	2025年12月2日～2035年12月3日
新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価格 533 資本組入額 266.5(注)2、5
新株予約権の行使の条件	(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
取得条項に関する事項	(注)8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)11
新株予約権付社債の残高(百万円)	800

新株予約権付社債の発行時(2025年12月1日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類

当社普通株式(完全議決権株式であり、株主の権利に特に制限のない株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)

(2) 新株予約権の目的となる株式の数

行使により当社が当社普通株式を交付する数は、新株予約権の行使請求(以下、本「2. 新規発行新株予約権付社債」において「行使請求」という。)に係る本転換社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 各本転換社債新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債新株予約権に係る本転換社債とし、出資される財産の価額は、当該本転換社債新株予約権に係る本転換社債の金額と同額とする。

(2) 転換価額は533円とする。但し、転換価額は本欄第4項の規定に従って調整される。

(3) 行使価額の修正

本新株予約権付社債については、転換価額の修正は行われない。。

3. 転換価額の調整

(1) 時価下発行による転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 時価(本号第(2)号に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対して株式報酬として当社普通株式を発行する場合、下記ロの場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

ロ 普通株式の株式分割又は無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当てにより株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合(但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される当社普通株式を目的とする新株予約権を除く。)

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下、「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発

行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号八における対価とは、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込がなされた額(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

二 上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前転換価額により当該} \\ \text{期間内に交付された普通株} \\ \text{式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

(2) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式(以下「転換価額調整式」と総称する。)の取扱いは以下に定めるところによる。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(当社普通株式に関し終値のない日数を除く。)の当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(3) 本項第(1)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割、株式移転、株式交付又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(4) 本項第(1)号乃至第(3)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

800,000,000円

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本転換社債新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本転換社債新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本転換社債新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 新株予約権の行使期間

2025年12月2日から2035年12月3日まで(以下、本「2 新規発行新株予約権付社債」において、「行使請求期間」という。)とする。但し、行使期間を経過した後は、本転換社債新株予約権は行使できないものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 本転換社債新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本転換社債新株予約権の行使を行うことはできないものとする。

(2) 本転換社債新株予約権の一部行使はできないものとする。

8. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

本転換社債新株予約権の取得事由は定めない。

9. 新株予約権の譲渡に関する事項

(1) 本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本転換社債新株予約権又は本転換社債の一方のみを譲渡することはできない。

(2) 本転換社債新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 代用払込みに関する事項

該当事項なし。

11. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本転換社債新株予約権の所持人に対して、当該本転換社債新株予約権の所持人の有する本転換社債新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本欄に掲げる内容のもの(以下、「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本転換社債新株予約権は消滅し、本転換社債にかかる債務は承継会社等に承継され、本転換社債新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本新株予約権付社債の発行要項の本転換社債新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本転換社債新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の発行要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は転換価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項と同様の調整に服する。

合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本転換社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本転換社債の金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本転換社債新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。

(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項

上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じる。

(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為が生じた場合

本欄の規定に準じて決定する。

(10) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本転換社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本転換社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本転換社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本転換社債新株予約権及び本転換社債の代わりに交付できるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次のとおり行使されております。

第7回新株予約権（行使価額修正条項付）

	中間会計期間 (2025年9月1日から2026年2月28日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	20,609
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	2,060,900
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	590
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	1,215
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	49,070
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	4,907,000
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	809
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	3,970

第8回新株予約権（行使価額修正条項付）

	中間会計期間 (2025年9月1日から2026年2月28日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	35,700
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	3,570,000
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	281
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額（百万円）	1,005
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	35,700
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	3,570,000
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	281
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（百万円）	1,005

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年9月1日～ 2026年2月28日(注)	5,630,900	43,524,400	1,125,493	10,325,644	1,125,493	10,255,644

(注) 新株予約権行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
ネットプライス事業再生合同会社	東京都千代田区六番町15番2号	15,799,100	36.59
合同会社四谷デジタルイノベーターズ	東京都新宿区四谷三栄町1番1号	10,320,900	23.90
GAD有限責任事業組合	東京都港区赤坂二丁目14番11号	5,200,000	12.04
EUROCLEAR BANK S. A./N.V. (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	1 BOULEVARD DU ROIALBE RT II, B-1210 BRUSSEL S, BELGIUM (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	4,956,000	11.48
家高 利康	東京都世田谷区	466,400	1.08
中島 篤三	東京都世田谷区	303,600	0.70
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目6番21号	287,700	0.67
江川 源	東京都品川区	224,000	0.52
モルガン・スタンレーMUF G証券 株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	157,073	0.36
日野 嘉久	大阪府貝塚市	130,000	0.30
計	-	37,844,773	87.65

(注) 1. 上記のほか、自己株式が345,764株あります。

2. 前連結会計年度末現在主要株主であった株式会社キャピタルティフーンは、当中間連結会計期間末では主要株主ではなくなり、合同会社四谷デジタルイノベーターズ、EUROCLEAR BANK S.A./N.V.が新たに主要株主となりました。また、2025年12月に新たに主要株主となったEVO FUNDIは、2026年1月に主要株主ではなくなっております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 345,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,171,300	431,713	
単元未満株式	普通株式 7,400		
発行済株式総数	43,524,400		
総株主の議決権		431,713	

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式が64株含まれております。

【自己株式等】

2026年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ANA P ホールディングス	東京都港区南青山 四丁目20番19号	345,700		345,700	0.79
計		345,700		345,700	0.79

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年9月1日から2026年2月28日まで)に係る中間連結財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる期中レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

第34期連結会計年度 アルファ監査法人

第35期中間連結会計期間 監査法人ハイビスカス

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	748,005	669,710
売掛金	370,286	129,088
商品及び製品	216,680	209,787
仕掛品	5,283	10,229
原材料及び貯蔵品	6,419	5,933
暗号資産	16,252,346	14,289,872
未収還付消費税	120,050	143,660
その他	233,396	88,798
貸倒引当金	2	-
流動資産合計	17,952,466	15,547,081
固定資産		
有形固定資産	44,844	155,231
無形固定資産	0	0
投資その他の資産		
長期前払費用	7,399	11,519
敷金及び保証金	314,307	359,992
その他	1,449	1,449
貸倒引当金	425	425
投資その他の資産合計	322,731	372,536
固定資産合計	367,575	527,768
資産合計	18,320,042	16,074,849

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年8月31日)	当中間連結会計期間 (2026年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	58,891	111,380
短期借入金	5,000,000	-
未払法人税等	218,245	58,888
資産除去債務	-	10,360
株主優待引当金	-	21,000
その他	228,655	233,727
流動負債合計	5,505,791	435,356
固定負債		
社債	-	1,900,000
長期借入金	-	7,986,786
資産除去債務	167,988	196,966
その他	1,325	22,073
固定負債合計	169,314	10,105,826
負債合計	5,675,106	10,541,182
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,200,150	10,325,644
資本剰余金	9,516,046	10,641,540
利益剰余金	5,903,363	15,259,083
自己株式	195,430	195,430
株主資本合計	12,617,401	5,512,670
新株予約権	27,533	20,996
純資産合計	12,644,935	5,533,666
負債純資産合計	18,320,042	16,074,849

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 9月 1日 至 2025年 2月 28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 9月 1日 至 2026年 2月 28日)
売上高	582,190	1,086,349
売上原価	241,967	1,002,708
売上総利益	340,223	83,641
販売費及び一般管理費	874,919	1,299,993
営業損失()	534,696	1,216,352
営業外収益		
受取利息	149	1,295
為替差益	-	9
その他	1,273	4,374
営業外収益合計	1,422	5,679
営業外費用		
支払利息	6,645	69,588
株式交付費	19,843	63,102
為替差損	228	-
暗号資産評価損	-	7,880,254
その他	1,729	4,302
営業外費用合計	28,446	8,017,247
経常損失()	561,719	9,227,920
特別利益		
債務免除益	1,399,999	8,604
特別利益合計	1,399,999	8,604
特別損失		
固定資産除却損	0	0
事業再編損	-	110,211
特別損失合計	0	110,211
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失()	838,279	9,329,526
法人税、住民税及び事業税	12,497	5,050
法人税等調整額	-	21,136
法人税等合計	12,497	26,186
中間純利益又は中間純損失()	825,782	9,355,713
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失()	825,782	9,355,713

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
中間純利益又は中間純損失()	825,782	9,355,713
中間包括利益	825,782	9,355,713
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	825,782	9,355,713

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失()	838,279	9,329,526
減価償却費	-	4,311
事業再編損	-	110,211
賞与引当金の増減額(は減少)	700	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	242	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	425	-
暗号資産評価損益(は益)	-	7,880,254
株主優待引当金の増減額(は減少)	-	21,000
支払利息	6,645	69,588
株式交付費	19,843	63,102
債務免除益	1,399,999	8,604
売上債権の増減額(は増加)	63,894	240,829
棚卸資産の増減額(は増加)	106,960	2,432
前渡金の増減額(は増加)	49,995	60,523
未収消費税等の増減額(は増加)	4,853	23,610
仕入債務の増減額(は減少)	15,536	43,884
未払金の増減額(は減少)	16,054	11,678
未払費用の増減額(は減少)	20,596	22,454
その他	6,523	35,519
小計	437,672	968,054
利息及び配当金の受取額	149	1,295
利息の支払額	13,557	65,306
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	7,867	90,348
営業活動によるキャッシュ・フロー	458,948	1,122,414
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	20,000	-
有形固定資産の取得による支出	-	62,838
資産除去債務の履行による支出	-	10,915
敷金及び保証金の差入による支出	16,880	71,025
敷金及び保証金の回収による収入	6,600	25,339
長期前払費用の取得による支出	320	4,119
暗号資産の取得による支出	-	5,900,059
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,400	6,023,619

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	800,000	2,100,000
短期借入金の返済による支出	515,384	7,100,000
長期借入れによる収入	-	8,165,306
長期借入金の返済による支出	84,615	178,520
社債の発行による収入	-	2,750,000
社債の償還による支出	-	850,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	680,141	2,157,888
新株予約権の発行による収入	11,598	23,460
ファイナンス・リース債務の返済による支出	1,112	386
その他	2,365	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	888,262	7,067,748
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	9
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	438,711	78,294
現金及び現金同等物の期首残高	170,772	748,005
現金及び現金同等物の中間期末残高	609,484	669,710

【注記事項】**(継続企業の前提に関する事項)**

当社グループは、当中間連結会計期間末時点においては純資産が5,533百万円となりますが、2020年8月期以降6期連続で、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、2019年8月期以降7期連続で、営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。また、当中間連結会計期間においても、営業損失、経常損失及び営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

このような状況において、当社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況であるとの認識であり、早期に是正すべく以下の施策を実施しております。

資金繰りについて

当社は、2024年8月期におきまして、2,077百万円の債務超過となっておりますが、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、当社より提出しました事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意を得て、事業再生ADR手続が成立(同年7月31日)いたしました。また、同年10月31日付にて全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、これに伴い、債務免除の効力が発生いたしました。さらに、2024年11月26日開催の当社第33回定時株主総会における新株式及び新株予約権の発行及び2025年7月18日開催の当社臨時株主総会における新株式及び新株予約権の発行の決議による、新株式及び新株予約権の払込み完了によりまして、前連結会計年度末時点において債務超過は解消しております。

今後につきましては、業績の改善を図りながら、新たな資金調達の手段を検討してまいります。

自己資本の脆弱性について

当社グループは、当中間連結会計期間末時点で、純資産残高が5,533百万円となり、債務超過状況の解消は維持されておりますが、今後も更なる財務体質の改善を目指してまいります。

売上高減少や収益力の低下について

当社グループは、経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたリブランディングを推進しております。時代の変化に即応した新たなコンセプトのもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った価値の提供に注力しております。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、当社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指しております。

さらに、SNSを活用した広告手法を強化することでデジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、ECシステムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取り組みを進め、オンライン販売の強化を図っております。

今後とも事業ポートフォリオの転換を含め、全社的な構造改革を継続的に進めてまいります。

事業領域の拡大について

株式会社ANAPの事業と親和性が高く、収益性の高い新規事業への参入、事業再編等を図り当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進めております。このため、前期に設立した、投資関連事業である「株式会社ANAPライトニングキャピタル」及び美容サロン関連である「株式会社ARF」と「株式会社AEL」の事業子会社についても、カジュアルファッション業界で培われたノウハウを融合し、子会社間のシナジー効果を最大限に発揮し、安定的かつ長期的な収益基盤の確立を目指しておりますが、現時点におきましては売上・利益ともに厳しい状況が続いております。

今後も更なる改善策を講じ、企業規模の再拡大に向けた企業努力を継続してまいります。

上記のとおり、事業再生に向けた取り組みを行っているものの、これらの対応策は実施途上であり、現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
給料及び手当	205,351 千円	301,523 千円
賞与引当金繰入額	4,550 "	- "
退職給付費用	3,216 "	- "
業務委託費	132,037 "	148,458 "
地代家賃	233,349 "	207,732 "
貸倒引当金繰入額	425 "	- "
株主優待引当金繰入額	- "	21,000 "

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金	609,484千円	669,710千円
現金及び現金同等物	609,484千円	669,710千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当中間連結会計期間において、第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の行使により、資本金が1,030,791千円、資本剰余金が1,030,791千円増加しております。

以上の結果、当中間連結会計期間末において資本金が1,553,657千円、資本剰余金が1,869,553千円となっております。

当中間連結会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

当中間連結会計期間において、新株予約権の行使により、資本金が1,125,493千円、資本剰余金が1,125,493千円増加しております。

以上の結果、当中間連結会計期間末において資本金が10,325,644千円、資本剰余金が10,641,540千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント					その他 (注)1	調整額 (注)2	中間連結 損益計算書 計上額 (注)3
	店舗・卸売販売、 ライセンス事業	インターネット 販売事業	エステティック・ リラックスサロン 事業	投資関連事業	計			
売上高								
レディースカジュアル	209,688	66,550	-	-	276,238	89	-	276,328
キッズ・ジュニア・ 雑貨・メンズ	237,799	46,207	-	-	284,007	14	-	284,021
サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	20,275	1,447	-	-	21,722	117	-	21,839
顧客との契約から 生じる収益	467,763	114,205	-	-	581,968	221	-	582,190
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	467,763	114,205	-	-	581,968	221	-	582,190
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	467,763	114,205	-	-	581,968	221	-	582,190
セグメント損失()	240,598	41,393	-	-	281,992	1,140	251,564	534,696

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであります。

2. セグメント損失の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用251,564千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント損失の合計額は、中間連結損益計算書の営業損失と調整しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年9月1日 至 2026年2月28日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	調整額 (注) 2	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	店舗・卸売販売、 ライセンス事業	インターネット 販売事業	エステティック・ リラックスサロン 事業	投資関連事業	計			
売上高								
レディースカジュアル	296,431	94,399	-	-	390,830	49	-	390,880
キッズ・ジュニア・ 雑貨・メンズ	352,639	66,525	-	-	419,165	48	-	419,213
サービス	-	-	247,271	-	247,271	-	-	247,271
その他	30,176	-	-	-	30,176	1,191	-	28,985
顧客との契約から 生じる収益	679,248	160,924	247,271	-	1,087,444	1,094	-	1,086,349
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	679,248	160,924	247,271	-	1,087,444	1,094	-	1,086,349
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	679,248	160,924	247,271	-	1,087,444	1,094	-	1,086,349
セグメント損失()	224,177	59,347	432,829	9,555	725,911	168,522	321,918	1,216,352

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであります。

2. セグメント損失の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用321,918千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント損失の合計額は、中間連結損益計算書の営業損失と調整しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループの経営体制の刷新に伴い、投資関連事業である「株式会社ANAPライトニングキャピタル」及び美容サロン関連である「株式会社ARF」と「株式会社AEL」の事業子会社3社を設立したこと及び子会社「株式会社ANAP」のアパレルブランド取得もあり、マネジメントアプローチの観点から報告セグメントの大幅な見直しを図りました。このため、前連結会計年度より、店舗販売事業、卸売販売事業及びライセンス事業を一つのセグメントとして集約しております。また、美容サロン関連をエステティック・リラックスサロン事業として、投資関連を投資関連事業として、新たなセグメントとして追加しております。

なお、前中間連結会計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
(1) 1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間純損失()	72円00銭	232円83銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失()(千円)	825,782	9,355,713
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益又は親会社株主に帰属する 中間純損失()(千円)	825,782	9,355,713
普通株式の期中平均株式数(株)	11,468,464	40,181,784
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	70円49銭	-
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	246,898	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、 前連結会計年度末から重要な変動があったものの概 要	-	-

(注) 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(第三者割当による第9回新株予約権の行使による増資)

2026年4月10日までの第9回新株予約権の行使による、当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

行使新株予約権の個数	500個
資本金の増加額	4,959千円
資本準備金の増加額	4,959千円
増加した株式の種類及び株数	普通株式 50,000株

以上の結果、2026年4月10日時点の発行済株式総数は43,574,400株、資本金は10,330,603千円、資本準備金は10,260,603千円となっております。

(第8回新株予約権の取得及び消却)

第8回新株予約権の取得及び消却の概要は以下のとおりであります。

取得及び消却する新株予約権の個数	304,300個
取得価額	20,996千円 1個当たり 69.00円
取得日及び消却日	取得日：2026年3月17日 消却日：2026年3月18日
消却後に残存する新株予約権の数	0個

以上の結果、2026年4月10日時点の発行済株式総数は43,574,400株、資本金は10,330,603千円、資本準備金は10,260,603千円となっております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年4月14日

株式会社ANA Pホールディングス
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

北海道札幌市

指定社員
業務執行社員 公認会計士 堀 俊 介

指定社員
業務執行社員 公認会計士 御 器 理 人

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ANA Pホールディングスの2025年9月1日から2026年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ANA Pホールディングス及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度以前より継続して、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、また、当中間連結会計期間においても、営業損失及び経常損失を計上している。この結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

強調事項

重要な後発事象（第三者割当による第9回新株予約権の行使による増資）に記載されているとおり、第9回新株予約権の一部について行使が行われており、当該新株予約権の行使により資本金及び資本準備金が増加している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2025年8月31日をもって終了した前連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって期中レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間連結財務諸表に対して2025年4月11日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2025年11月28日付けで無限定適正意見を表明している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記、期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれておりません。